租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	所得税：外（国税 32） 個人住民税：外（自動連動）（地方税 32）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 ―
				《要望の内容》 子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずる。
				《関係条項》 ―
5	担当部局			商務・サービスグループ　サービス政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：―
7	創設年度及び改正経緯			―
8	適用又は延長期間			―
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は、減少傾向にあるものの年間約 15 万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約 11 万人で緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約 70%となっている。 　仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の1つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。 　子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組む必要がある。
				《政策目的の根拠》 〇日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抄） Ⅲ.8つの分野横断的な課題の解決 6．家事等の負担軽減

				（2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ ⅲ）税制措置を含む経済的支援策の検討 今後創設する新たな国家資格保有者等による家事支援サービスや保育士・看護師等によるベビーシッター等の安全で質の高いサービスの利用促進に向け、税制措置を含む新たな支援策を検討する。 〇女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）（令和8年6月 26 日閣議決定）（抄） 3.女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容 （1）仕事と子育て・介護等との両立支援 これまでも政府は、柔軟な働き方を実現するための企業による取組の拡充など仕事と子育て・介護等との両立を進めるための様々な取組を行ってきたところであるが、日本成長戦略における戦略 17 分野を始めとした労働需要が高まっているところ、こうした成長分野を始めとした様々な分野で働く方々が子育てや介護等によりキャリアをあきらめることなく、さらに活躍できるような環境整備が必要である。このため、これまでの取組に加え、必要とされる方が家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、例えば、家事支援サービスの国家資格（技能検定）の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、サービスの利用に対する税制措置を含む支援策を検討すること。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	・第一子出産前後の女性の継続就業率を 2030 年までに 80.0%とする（2021 年：69.5%） ・介護をしている者に占める有業者の割合を上昇させる（2022 年：58.0%）
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	家事支援サービスやベビーシッターは認知されているものの、価格の高さ等が原因で利用が限定的。実際に経済産業省委託調査では、家事支援サービスを利用しない理由として約 40%が「所得に対して価格が高い」と回答している。また、こども家庭庁が行った調査では、ベビーシッターを利用しない理由として約 30%が「料金が高い」と回答しており、料金面が大きな課題となっている。本税制措置により利用者の経済的負担が軽減されることで、これまで価格面を理由に利用したことがない・十分な回数の利用ができていなかった子育てや介護等を行いながら働く方が家事支援サービスやベビーシッター等を利用しやすくなる。こうした状況を踏まえれば、本税制措置が育児・介護等による離職防止に貢献する。
10	有効性等	①	適用数	精査中 【算定根拠】

		②	適用額	精査中
				【算定根拠】
		③	減収額	精査中
				【算定根拠】
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 精査中 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤	税収減を是認する理由等	「強い経済」の実現に向けて必要不可欠な投資の実施には人材が欠かせない。とりわけ戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材が、ライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減に取り組むことが重要。他方、家事支援サービスやベビーシッターは前述の通り、利用しない理由として「料金の高さ」が掲げられている状況。税制措置による利用料金軽減を通じ、育児・介護等による離職防止・雇用確保をもたらすことで、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収が自然増に向かう、GDP 拡大の好循環の実現に貢献する。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、 ・認可保育所等における共通的な支援内容ではカバーしきれない随時個別に生じる保育や、子育て世帯の家事に係る支援ニーズ、 ・介護保険制度のサービスでは対象とならない、介護を行う家族の家事に係る支援ニーズ、 等、既存制度で包含できない社会的ニーズに対応することを目的としたもの。各自が必要に応じて保育・家事支援サービスを利用する際の経済的負担を税制措置により軽減することで、子育てや介護等を理由

				とする離職を防止し、仕事と子育て・介護等との両立を後押しする。 なお、予算事業による支援の場合は、申請を受けた上で、行政側が審査を行い、交付決定を行うことが原則。一方、租税特別措置等の場合は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能となり、利用者の随時個別に生じるニーズに応じたサービス利用に対して経済的負担を効果的に軽減することができる。こうした点において、家事・育児等による負担を柔軟に軽減する上で、予算事業にはない優位性を持つと考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	幼児教育・保育の無償化などの既存施策は、子育て世帯への支援を実施するものではあるが、認可保育所等における共通的な支援ではカバーしきれない随時個別の保育・家事支援ニーズが生じる場面も多い。また、介護保険制度におけるサービスは介護を要する高齢者自身を対象としており、介護を行う家族が利用する家事支援サービスは対象とならない。本税制は、こうしたニーズを埋めるサービスの利用負担を軽減することで、既存施策を柔軟に補完するものとして役割が異なる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	「強い経済」の実現に向けて必要不可欠な投資の実施には人材が欠かせない。とりわけ戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材が、ライフイベントによりキャリアを諦めることがないよう、家事等の負担軽減に取り組むことが重要。他方、家事支援サービスやベビーシッターは前述の通り、利用しない理由として「料金の高さ」が掲げられている状況。税制措置による利用料金軽減を通じ、育児・介護等による離職防止・雇用確保をもたらすことで、地方部においても、事業収益が上がり、税率を上げずとも地方公共団体の税収が自然増に向かう好循環の実現に貢献する。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			―